○国土交通省令第四十三号

防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和二年政令第百三十九号）の施行に伴い、並びに防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律施行令（昭和四十七年政令第四百三十二号）第一条及び第二条の規定に基づき、防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年四月一日　国土交通大臣　赤羽　一嘉

防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律施行規則（昭和四十七年自治省令第二十八号）の一部を次のように改める。

第一条を次のように改める。

（住宅団地の規模）

第一条　防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律施行令（昭和四十七年政令第四百三十二号）第一条に規定する国土交通省令で定める戸数は、次に掲げる戸数のうちいずれか多い戸数とする。

一　次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める戸数

イ　防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律（昭和四十七年法律第百三十二号。以下「法」という。）第三条第一項に規定する集団移転促進事業計画（以下「集団移転促進事業計画」という。）において定める法第二条第一項に規定する移転促進区域（以下「移転促進区域」という。）のうち、次に掲げる区域又は地域内の土地を含むものであって、当該移転促進区域における災害を防止するための施設の整備が十分に行われていない場合　五戸

(1)　水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十四条第一項に規定する洪水浸水想定区域

(2)　水防法第十四条の二第一項に規定する雨水出水浸水想定区域

(3)　水防法第十四条の三第一項に規定する高潮浸水想定区域

(4)　活動火山特別措置法（昭和四十八年法律第六十一号）第三条第一項に規定する火山災害警戒地域

(5)　土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項に規定する土砂災害警戒区域

(6)　津波防災地域づくりに関する法律（平成二十三年法律第百二十三号）第五十三条第一項に規定する津波災害警戒区域

ロ　イに掲げる場合以外の場合　十戸

二　集団移転促進事業計画において定める移転しようとする住居の数の半数以上の戸数

第二条中「法第三条第一項の規定による」を削り、「行なう」を「行う」に改める。

第六条第四号中「法第二条第一項に規定する」を削り、「場合」の下に「（住宅の用に供されている土地の所有者を確知することができない場合その他特別の事情によりやむを得ないと認められる場合を除く。）」を加える。

附則第二項を削り、附則第一項の項番号を削る。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行の際現に実施されている集団移転促進事業については、この省令による改正後の防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律施行規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3　国土交通省関係東日本大震災復興特別区域法施行規則の一部改正）

国土交通省関係東日本大震災復興特別区域法施行規則（平成二十三年国土交通省令第九十七号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一項を次のように改める。

法第五十三条第一項に規定する特定集団移転促進事業（次項において単に「特定集団移転促進事業」という。）又は法第七十七条第一項に規定する復興交付金事業計画に記載された法第二条第十二項に規定する集団移転促進事業を実施する場合における防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律施行令（昭和四十七年政令第四百三十二号）第一条に規定する国土交通省令で定める戸数は、防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律施行規則（昭和四十七年自治省令第二十八号。以下この条において「集団移転促進法施行規則」という。）第一条の規定にかかわらず、五戸とする。ただし、国土交通大臣が特別な事情があると認める場合を除き、集団移転促進法第三条第一項に規定する集団移転促進事業計画において定める移転しようとする住居の数が十戸をこえる場合には、その半数以上の戸数とする。

○環境省令第十三号

国民公園、千鳥ケ淵戦没者墓苑並びに戦後強制抑留及び引揚死没者慰霊碑苑地管理規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年四月一日　環境大臣　小泉進次郎

国民公園、千鳥ケ淵戦没者墓苑並びに戦後強制抑留及び引揚死没者慰霊碑苑地管理規則の一部を改正する省令

国民公園、千鳥ケ淵戦没者墓苑並びに戦後強制抑留及び引揚死没者慰霊碑苑地管理規則（昭和三十四年厚生省令第十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改正後	改正前
（許可行為）	（許可行為）
第二条　国民公園、墓苑及び慰霊碑苑地内においては、次に掲げる行為は、環境大臣の許可を受けなければしてはならない。	**第二条**　国民公園、墓苑及び慰霊碑苑地内においては、次の各号に掲げる行為は、環境大臣の許可を受けなければしてはならない。
一～六　（略）	一～六　（略）
七　施設を使用すること。	七　別に定める施設を使用すること。
（禁止行為）	（禁止行為）
第四条　国民公園、墓苑及び慰霊碑苑地内においては、次に掲げる行為をしてはならない。	**第四条**　国民公園、墓苑及び慰霊碑苑地内においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。
一～十二　（略）	一～十二　（略）
（施設の使用料等）	（施設の使用料等）
第七条　国民公園、墓苑及び慰霊碑苑地内の施設の使用について第二条の許可を受けた者は、施設の使用の目的及び態様に応じて公正妥当な使用料を国に納めなければならない。	**第七条**　国民公園、墓苑及び慰霊碑苑地内の施設で別に定めるものを使用しようとする者は、使用料を国に納めなければならない。